

「新型コロナウイルス感染症対策」に関する緊急要請

■新型インフルエンザ等対策特別措置法について

- ・新型コロナウイルスは、感染症法第6条9項の「新感染症」で読めるはず。改正ではなく、速やかに「特措法」の適用を決めるべき。
- ・特措法10条に基づいて国、地方公共団体、電力会社等に備蓄されているマスクは、今般の新型コロナウイルス対策のためにも使用できている。すでに国は特措法の適用を行っており、法改正は不要。
- ・改正するにしても、「新感染症」の定義を改める感染症法の改正をすべき。
- ・私権制限を伴う「みなし」規定を2月1日からとする遡及効は認められない。
- ・「みなし」規定を追加するような法改正はすべきではない。今後、新型コロナウイルスのような新たなウイルスが出てきた場合に、その都度、法改正を求められ対応が遅れる事態を招きかねない。

■その他の必要な法改正について

- ・「生活物資買い占め・売り惜しみ防止法」第2条1項の要件を緩和し、価格上昇時以外にも適用できるようにすること。
- ・「出入国管理法」第5条の入国拒否要件に、感染が拡大している国・地域を加えて、入国拒否ができる法的根拠を明確にすること。同条1項14号は法的根拠として曖昧。
- ・厚生労働省の定員を増やすこと。
- ・日本版CDCを設置すること。

■学校休校の柔軟な運用等について

- ・「自主登校教室」を柔軟に認め、うまく運用できている自治体の例を共有すること。
- ・学童に教室を開放する運用を柔軟に認めること。
- ・オンライン授業を支援するなど、子どもの学びの機会の確保に努めること。
- ・自粛要請を解除する基準を明示すること。
- ・時差出勤やテレワークを推進し、満員電車を回避すること。

■学校休校に伴う休業補償について

- ・フリーランスや自営業に対しても、貸付ではなく給付措置による休業補償を行うこと。
- ・雇用調整助成金の対象とならない非正規の教育公務員も補償の対象とすること。
- ・3月中に支払いできる仕組みとすること。（子育て家庭は4月が一番お金がかかる）
- ・欠勤だけでなく、企業の都合で勤務時間が減った従業員等への補償も行うこと。
- ・給食業者や学習塾・各種習いごとに対して、減収分を補償すること。

■大規模イベント等の中止に伴う経済的損失の補填について

- ・政府の要請に基づいてイベントや集会を中止して経済的な損失が発生した場合、政府が補償する仕組みを創設すべき。
- ・スポーツジムや屋形船など政府が自粛を要請した事業者に対して、減収分を補償すること。

■臨時の医療提供体制の充実について

- ・保健所等を通さず、医師の判断でPCR検査を実施できるようにし、検査体制を拡充すること。検査は全額公費負担とすること。
- ・感染症指定病院だけでなく一般病床での受け入れ態勢を整備するため、人材の訓練教育を支援すること。また、入院の基準は呼吸器学会とも協議を行い早急に決定する。

■予備的・予防的な緊急経済対策について

- ・景気の落ち込みは相当なものであり、政府は景気の認識を改め危機感を持つべき。東日本大震災、リーマンショック以上の経済の落ち込みが予想される。GDP成長率が年率マイナス2~3%になることを前提に万全の金融・財政政策を講じること。
- ・個人消費の落ち込みに注意が必要であり、特に、家計部門の支援が不可欠。そのため、来年度予算を組み替えるか、補正予算を編成し、10兆円規模の家計減税（所得税減税または消費税減税）を含む総額15兆円規模の大規模な緊急経済対策を講じること。
- ・中小・小規模事業者に対しては、緊急融資に加えて支払い猶予が必要であり、国から金融機関に対して柔軟な対応を要請すること。
- ・大きな影響を受けている観光・宿泊業者、交通・運輸事業者への支援については、とりわけ手厚い支援策を講じること。
- ・学校給食の停止等で影響を受ける酪農家、花きや和牛等需要減退が顕著な農家等への支援に万全を期すこと。

■与野党政府合同会議の設置について

- ・東日本大震災の際、政府からの状況説明と各党からの要望提案の場として「与野党政府合同会議」が設置され頻繁に開催された。同様の会議を設け、与野党を超えた課題共有・解決の場を持つこと。

■ワンストップ窓口の設置等

- ・生活や経済に支障が生じる国民や企業が多数いるはずで、そういった方々が、相談できる相談窓口を開設し、ワンストップで各種支援制度の申請手続きが行えるようにすること。
- ・一番支援を必要としている非正規で毎日の生活に追われているような人は「情報弱者」であり、こうした支援を必要としている人に確実に情報を届ける工夫をすること。